

# みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第730号）

2024年7月15日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

## ～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

### ■ 注目トピックス

#### 国務院、会社法の登録資本金登記管理制度の規定を公表

国務院は2024年7月1日、『会社法の登録資本金登記管理制度の実施に関する国務院の規定』を公表しました。この規定は、改定後の会社法と同様に、24年7月1日より実施します。既存会社に対する登録資本金の払込期限の適用について、3年間（24年7月1日～27年6月30日）の移行期間を設け、即ち、有限責任会社の登録資本金の払込期限は最大27年6月30日まで、株式会社は27年6月30日までとしました。また、国家市場監督管理総局が、会社の登録資本金登記管理の具体的な実施規則を別途策定することにも言及しました。

### ■ 直近の重要政策

#### 財政政策

- ✓ 「**「专精特新」**中小企業の質の高い発展の更なる支援に関する通知  
（財政部など、6/19）
- ✓ **農業機械の廃棄更新補助金政策の更なる着実な実施に関する農業農村部弁公庁、財政部弁公庁の通知**  
（農業農村部など、6/28）



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

## ■ 注目トピックス

### 国務院、会社法の登録資本金登記管理制度の規定を公表

国務院は 2024 年 7 月 1 日、『会社法の登録資本金登記管理制度の実施に関する国務院の規定』<sup>1</sup>(以下、規定)を公表しました。この規定は、改定後の会社法<sup>2</sup>と同様に、24 年 7 月 1 日より実施します。既存会社に対する登録資本金の払込期限の適用について、3 年間(24 年 7 月 1 日～27 年 6 月 30 日)の移行期間を設け、即ち、有限責任会社の登録資本金の払込期限は最大 32 年 6 月 30 日まで、株式会社は最大 27 年 6 月 30 日までとしました。また、国家市場監督管理総局が、会社の登録資本金登記管理の具体的な実施規則を別途策定することにも言及しました。

国家市場監督管理総局は 24 年 2 月 6 日、規定のパブリックコメントを公表し、意見を公開募集しました。正式案の内容はパブリックコメントと概ね一致しましたが、変更された部分もあります。たとえば、「有限責任会社、発起設立または募集設立の株式会社は、会社登記を行う際、出資払込証明書を提供する必要がない」との文言は削除されました。

この規定の主な内容については、以下図表 1 をご参照ください。

【図表 1】規定の主な内容

条目	主な内容	パブリックコメントとの比較
第 2 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>24 年 6 月 30 日までに設立された有限責任会社の出資期間について、27 年 7 月 1 日から起算し残存期間が 5 年を超える場合、27 年 6 月 30 日までに残存期間を 5 年以内に調整し、その旨を定款に記載しなければならない。株式会社の発起人は 27 年 6 月 30 日までに全額払込しなければならない。</li> <li>会社の事業が国の利益または重要な公共利益に係り、国務院主管部門もしくは省級政府が意見を出した場合、国務院市場監督管理部門(国家市場監督管理総局)は、従来の出資期間通りの出資を認めることが可能である。</li> </ul>	概ね一致
第 3 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社の出資期間、出資額が明らかに異常である場合、登記機関は会社の事業内容や経営状況、株主の財力、主力事業、資産規模などを分析・評価した上で、真実性と妥当性に反すると判断する場合、法に基づき出資期間、出資額を遅滞なく調整するよう求めることが可能である。</li> </ul>	適用対象を「出資期間が 30 年、または出資額が 10 億元を超える既存会社」から全ての会社に拡大。  「6 カ月以内に出資期間、出資額を調整するよう求める」などの文言を削除。
第 4 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社は株主の出資額、出資方法、出資期間もしくは発起人の割当てを受ける株数などを調整する場合、関連情報の発生日から 20 営業日以内に国家企業信用情報公示システムを通じてその情報を公開しなければならない。会社はその情報の真実性、正確性、完全性を確保しなければならない。</li> </ul>	下線部分を追加
第 6 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社が本規定に基づき出資期間、登録資本金を調整しなかった場合、登記機関が是正を命じる。期限を過ぎても是正しない場合、登記機関が国家企業信用情報公示システムにおいて特記し、その情報を公開する。</li> </ul>	下線部分を追加

<sup>1</sup> 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

[https://www.gov.cn/zhengce/content/202407/content\\_6960376.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202407/content_6960376.htm)

<sup>2</sup> 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 699 号をご参照ください。下記の URL よりダウンロードできます。⇒

<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0752-XF-0105.pdf>

**【図表1】 規定の主な内容（続き）**

条目	主な内容	パブリックコメントとの比較
第8条	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 会社が営業許可証を返納され、閉鎖を命じられ、または営業許可取り消しとなった日から3年を経過しても登記機関に登記抹消を申請しない場合、登記機関は国家企業信用情報公示システムを通じて公告を出すことができ、公告期間は60日を下回ってはならない。</li> <li>➢ 公告期間内に、関連部門、債権者及びその他の利害関係者が登記機関に異議を提出した場合、抹消手続は終了する。公告期間満了後に異議がない場合、登記機関は会社登記を抹消し、かつ国家企業信用情報公示システムにおいて特記することが可能である。</li> </ul>	新規追加
第9条	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 会社の株主もしくは発起人が本規定に基づき出資金を払い込ませず、または会社が法に基づき関連情報を公開しない場合、会社法、『企業情報公示暫定条例』の関連規定に基づき処罰を与える。</li> </ul>	新規追加
第11条	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 国务院市場監督管理部門は、本規定に基づき、会社の登録資本金登記管理の具体的な実施規則を策定する。</li> </ul>	新規追加

（規定に基づき、中国アドバイザー一部作成）

## ■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

### 財政政策

#### 「専精特新」中小企業の質の高い発展の更なる支援に関する通知

(原文：关于进一步支持专精特新中小企业高质量发展的通知)

財建〔2024〕148号

財政部など 2024年6月19日公表

#### 【主要内容】

- 財政部は工業情報化部と連名で、「小巨人」企業（細分化された新興分野に集中的に取り組み、イノベーション能力と市場シェアが高く優れた中小企業）の成長を支援するための補助金政策を公表した。
- 24～26年、重点産業（中核部材とソフトウェア、先進的生産工程など）とサプライチェーン、戦略的新興産業、未来産業（以下、重点分野）に焦点を当て、3回に分けて「小巨人」企業に対する成長支援策を実施する。24年は初回で1,000社超の「小巨人」企業を対象に補助金を支給する。今後は実施状況を踏まえて支援対象を拡大する。
- 補助金政策はこれまでの補助基準を踏襲する予定であり、即ち1社ごとに3年間で合計600万元をベースに補助金を試算する。
- 省級の中小企業主管部門は財政部門と共同で、重点分野の「小巨人」企業の自主申請を動員する。「小巨人」企業の認定要件については、◇未上場企業（オフショア市場を含む）であること、◇新事業・新技術・新製品を取り扱い、サプライチェーンの強化に取り組む。具体的な計画と業績目標を設け、投資総額が2,000万元を超えることが挙げられる。
- 補助金の支給方法について、毎回、期初に半分支給するが、期末は実績の評価に基づき残りの分を支給する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[http://jjs.mof.gov.cn/zhengcefagui/202406/t20240618\\_3937446.htm](http://jjs.mof.gov.cn/zhengcefagui/202406/t20240618_3937446.htm)

#### 農業機械の廃棄更新補助金政策の更なる着実な実施に関する農業農村部弁公庁、財政部弁公庁の通知

(原文：农业农村部办公厅 财政部办公厅关于加大工作力度持续实施好农业机械报废更新补贴政策的通知)

農弁機〔2024〕4号

農業農村部など 2024年6月28日公表

#### 【主要内容】

- 『大規模な設備更新と消費財買い替えを推進する行動方案』（國務院24年3月公表）を着実に実行するため、農業農村部弁公庁は財政部弁公庁と連名で、農機の廃棄更新を促すための補助金政策を盛り込んだ通達を公表した。この通達は6月28日より実施する。『「農業機械の廃棄更新補助金政策の実施指導意見」の公表に関する農業農村部弁公庁、財政部弁公庁、商務部弁公庁の通知』（農弁機〔2020〕2号）は廃止となる。
- 農機の廃棄更新補助金については、廃棄部分と更新部分から構成される。この通達はトラクター、播種機、コンバイン、農業用北斗（衛星測位システム）運転支援システム、自動噴霧機・散粉機、自動脱穀機、飼料用粉碎機、草刈機などの農機に対する廃棄補助金基準と手続きなどを明記した。
- トラクター、コンバイン、播種機の廃棄補助金がそれぞれ、2万元、2,000元を超えない。詳細は通達の付属資料に記載されている。各省はこれらを上限に具体的な補助金額を設定することができる。
- 地域に特化し、市場価値が高い綿摘み機とサトウキビ収穫機について、廃棄補助金は原則としてそれぞれ3万元、2万5,000元を超えない。その他の農機は原則として2万元を超えない。
- 農業用北斗運転支援システムの廃棄補助金は原則として限度額は800元を超えず、廃棄補助金を申請するには新規の設備の購入を前提としています。
- 各省は同通達に基づき、実情を踏まえ当地の補助金政策実施方案を策定した上で、農業農村部と財政部に報告する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[http://www.moa.gov.cn/govpublic/NYJXHGLS/202406/t20240628\\_6458021.htm](http://www.moa.gov.cn/govpublic/NYJXHGLS/202406/t20240628_6458021.htm)

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

中国アドバイザー一部 担当者：張

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2024 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。